平成２７年（フ）第２１６４号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目53番17号
破産者　株式会社アシディプランニング
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１６５号
東京都調布市西つつじケ丘３丁目21―21　つつじケ丘エクセルハイツⅢ502、開始決定時の住所東京都調布市布田４丁目８－３－604
破産者　古賀　和子
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２３１号
東京都千代田区神田鍛冶町３丁目５番地１
破産者　株式会社ファーストライズ
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２３２号
東京都葛飾区柴又５丁目14―12　アルカディアンⅡ―101
破産者　久野　秀隆
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３３２号
埼玉県日高市横手２丁目34―４、開始決定時の住所埼玉県比企郡滑川町月の輪２丁目30―７
破産者　鈴木　英一
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４４３号
神奈川県横浜市磯子区丸山１丁目９番１号
破産者　カーブラザポート横浜株式会社
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４４４号
神奈川県横浜市南区共進町３丁目69　エスポワール蒔田Ｂ
破産者　長島　孝司
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１４２号
東京都江戸川区南小岩５丁目３番９号
破産者　株式会社久保田商店
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１２５号
東京都昭島市大神町１丁目６－７－205
破産者　郭　　玉葉
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３７４号
東京都新宿区若松町11－１－601、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区九段北１丁目２番２－1004号
破産者　アズメッツエヌエー株式会社
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３７５号
東京都新宿区若松町11－１－601、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区富士見１丁目５番11号
破産者　アンドピクシーズ株式会社
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４５１号
東京都江戸川区松江１丁目20－２
破産者　彈野原　恵
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４６２号
埼玉県草加市旭町３丁目５番７号203
破産者　有限会社トワニーエンジニアリング
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５６８号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡５丁目18番２－301号
破産者　株式会社ウィズ
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６０４号
東京都多摩市和田1610　クランドール聖蹟201、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区大久保１丁目１番18号
破産者　サクラダイノシステム株式会社
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６０５号
東京都多摩市和田1610―201
破産者　中村富士夫
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６０６号
東京都多摩市和田1610―601
破産者　中村　勝江
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６０７号
東京都多摩市和田1610―601
破産者　中村　　義
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７５６号
東京都港区赤坂２丁目14番13号
破産者　株式会社ＴＡＣサポート
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９４９号
東京都豊島区池袋２－69－１　新井ビル204号、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区板橋１丁目35番４号
破産者　有限会社ブルーリボン・ドットコム
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９５５号
東京都青梅市根ヶ布２丁目1370番地の45
破産者　有限会社エピコーポレーション
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部